



東京ジョブコーチ職場定着支援事業広報紙(年2回発行)

東京ジョブコーチ

2014.2
第4号

公益財団法人東京しごと財団委託事業 東京都補助事業
事業受託：社会福祉法人東京都知的障害者育成会 東京ジョブコーチ支援室

CONTENTS

- 1 2014年のご挨拶
- 2 ご存知ですか？
- 3 東京ジョブコーチ活用事例
- 4 支援先企業の従業員規模
- 5 ご利用にあたってのQ&A

◆ 本年もよろしくお願いたします

日頃より、当事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
昨年は法定雇用率の引き上げに伴い企業の障害者雇用が活発化し、多くの支援依頼をいただきました。

平成27年には、障害者雇用納付金制度の対象が、常時雇用している労働者数200人を超える事業主から100人を超える事業主への引き下げが予定されています。今後も障害者雇用の積極的な進展が予想されます。

東京都内の企業様、障害のある方々のお役に立てるよう、ニーズに応じた支援を行ってまいります。

◆ ご存知ですか？

—平成28年4月1日より改正障害者雇用促進法が施行されます—

平成25年6月、障害者の雇用の促進等に関する法律(いわゆる「障害者雇用促進法」)の改正法が公布され、平成28年4月1日より施行されます。主な改正のポイントは以下のとおりです。

障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

〈平成28年4月1日から〉

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野において障害を理由とする差別的取扱いを禁止されました。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に障害者が職場で働くにあたっての措置を講ずることを義務付けられました。

* 当該措置が事業主に対し過重な負担を及ぼすこととなる場合は除かれました(想定される例)

- ・ 車いすを利用する方に合わせ、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害のある方に合わせ、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

(3) 苦情解決・紛争解決援助

事業主に対し、上記(1)(2)に関して障害者である労働者から苦情の申出を受けた時には、自主的な解決を図るよう努めなければならなくなりました。

精神障害者を含む障害者雇用率の設定

〈平成30年4月1日から〉

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加え、障害者であり常時雇用している労働者の総数を算定の基礎とした障害者雇用率を設定します。施行(平成30年)後5年間に限り、精神障害者の追加に係る法定雇用率の引き上げ分は、本来の計算式で算定した率よりも政令により低くすることを可能としています。

”1週間のジョブコーチ
さんは、一生の人生の恩
師であります”

マザアス東久留米
事務局長 草野好正 様
総務課 藤田 光 様

東京ジョブコーチ活用事例

このコーナーでは、東京ジョブコーチをご活用いただいた企業様、支援機関様の声をご紹介します。今後のご利用に向けたご参考となれば幸いです。

◆ 企業様の活用事例

株式会社電通そらり(品川区)

○会社概要○

設立:2013年4月1日

(特例認定 2013年11月)

業種:オフィスサービス業務

業務内容:

- ・資源ゴミの回収・分別・廃棄
- ・喫煙スペース清掃
- ・オフィス内の床・壁等の清掃

○東京ジョブコーチの支援内容:

- ・委託訓練時の業務支援
- ・現場実習生の業務支援
- ・就職初期の定着支援

株式会社電通そらり

代表取締役社長 石崎雅人様

弊社では、設立直後の5月から「委託訓練」に取り組みましたが、東京ジョブコーチの皆様にはその時から断続的にご支援いただいております。それからかれこれ7カ月が経過しますが、振り返ってみれば、障害のある訓練生ばかりでなく、私をはじめ弊社スタッフも併せてご指導いただいているという思いが拭えません。我々の判断や対応がおかしいと思われたときには素早く修正のご提案をいただくなど、大変勉強になっております。

弊社では業務は16時30分に終了しますが、それから大体一時間、白熱すると18時過ぎまでジョブコーチの方を中心とした振り返りを行ない、翌日以降の業務に反映させるよう努めております。ジョブコーチの方に遅くまでお付き合いいただくのは申し訳ないという思いがアタマをもたげることがありますが、むしろ一番熱心に議論を引っ張ってくださるのはジョブコーチの皆さんです。

お蔭様で弊社では、現在8名の障害のある方が業務に従事しております。まだまだ安定期と言えるまでには至っておりませんので、今後まだしばらくの間、東京ジョブコーチの皆様のご支援・ご協力を仰いでまいりたいと考えております。

私どものような特例子会社が生まれ育っていく過程において必要不可欠な存在、それが東京ジョブコーチという制度、並びにジョブコーチの皆様です。

社会福祉法人マザアス(東久留米市、日野市、小平市、新宿区)

○法人概要○

設立:平成6年10月

業種:高齢者福祉総合施設

(特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービスセンター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、ヘルパーステーション、グループホーム、小規模多機能ホーム等)

障がい者の業務内容:

- ・施設内の清掃、簡単な修理等の業務他

○東京ジョブコーチの支援内容:

- ・実習時の業務支援と業務マニュアルによる習熟、助言(1週間)
- ・入職後の定着支援(半年後に1日間)

マザアス東久留米

事務局長 草野好正様、総務課 藤田光様

都立青峰学園高等部の生徒のために、高齢者施設での実習を提供してきました。洗濯物仕分け、ドライヤーかけ、話し相手、湯飲み洗いなど、ボランティアさんがくださる仕事の領域が多くあります。職員として受け入れるための本格的な部門も検討してきました。

清掃を学びたいとの生徒を紹介され、1週間の現場実習で、付きっきりで一緒に仕事をしました。勤勉な生徒でしたから一定の評価があり、採用内定いたしました。独り立ちできるか、手取り足取りの時期がずっと続くのではとの、懸念もありました。

学園から東京ジョブコーチの支援があるとの連絡を受けました。事前に業務マニュアルを作成して来てくださり、働く現場で1週間直接支援してくださいました。甘くなってしまう、忘れてしまう、混乱してしまう、片づけられないなどあるでしょう。障がいの特性にあったマニュアルに修正して手渡してくださいました。彼はこの実習で成長し、心構えをしっかりと植え付けてもらいました。

4月に入職し彼はマニュアルをどの清掃場所にも持って行っただけですが、今は頭の中に入り、体が覚えています。清掃のときに気づくと、蛍光管を取り替えたり、壁紙をはったり、仕事の幅を広げることでもできます。彼の記入する業務日誌はマニュアルの横にあり、もうすぐ1年分の厚みになります。

1週間のジョブコーチさんは、一生の人生の恩師であります。

◆ 支援機関様の活用事例

三鷹市障がい者就労支援センターかけはし(区市町村障害者就労支援事業・三鷹市)

○センター概要○

所在地：三鷹市下連雀 4-15-18
下連雀複合施設 2 階

対象地域：三鷹市

○東京ジョブコーチの支援内容：

- ・ 当事者への業務支援と事業所の従業員との関係調整
- ・ 業務マニュアルの作成等の支援
- ・ 復職時の業務の再構成

NPO 法人障がい者ワーククラブみたか
三鷹市障がい者就労支援センターかけはし
施設長 堀内 久美子 様

東京ジョブコーチには 1 年に 1 件程度、支援に関わっていただいております。

支援に関わっていただけてよかったこととして、まず迅速かつ柔軟に対応をしていただいていることがあります。採用決定後入職までの期間が短いケースでは、定着支援はあわただしく始まる場合があります。就職初期は職場に慣れるためにも手厚い支援が必要ですので、このようにご対応いただくことは大変ありがたいです。また、支援に入っただくことで当事者の課題を多面的に把握し、一緒に改善策を考えていただくことができます。当事者に合った支援を職場で調整できることや、課題を職場で解決するか他を考えるかを整理するのに役立っています。さらに、事業所様に関する理解をセンター職員が深めることができることで、長期的な定着支援の橋渡しをしていただいていると思います。

今後も今まで同様迅速かつ柔軟なご対応をお願いいたします。また、東京ジョブコーチの皆様と一緒に支援をさせていただくことで、センター職員も支援のスキルを学ばせていただきたいと思っております。今後ともよろしくご依頼申し上げます。

東京都立矢口特別支援学校(特別支援学校・大田区)

○学校概要○

所在地：東京都大田区矢口 1-26-10

開校：昭和 49 年 4 月 1 日

校種：知的障害教育特別支援学校

学部：小学部、中学部、高等部設置

○東京ジョブコーチの支援内容：

- ・ 当事者への業務支援
- ・ 企業側への障害者支援の啓発、職場の環境調整
- ・ 仕事の再構成、体制作り、職場への支援方法の提示

東京都立矢口特別支援学校
進路指導部 池田栄美 様

平成 24 年度は採用前提のインターンシップで延べ 7 名の支援をお願いし、大きな成果を上げることができました。ここ数年も採用前提以外に卒業生の定着支援で何度もお世話になっています。

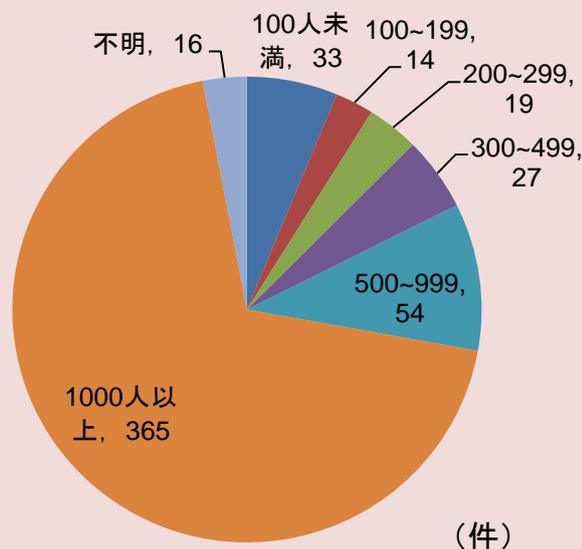
ジョブコーチさんには、その都度、事前に対象者と面談を行っていただき、対象者の性格、特性、課題、支援内容等をしっかり把握していただけたので安心してお任せすることができました。

学校からの支援依頼内容は作業スピードのアップや作業技術の習得、定着などの仕事に関することがメインでしたが、更衣室や休憩室での過ごし方やマナー、昼食購入の際のアドバイスや職場の方へのかかわり方等、依頼した内容以外での職場でのマナーや社会人として必要なこと等、学校生活や巡回時では気付かないことも丁寧に支援していただきました。また、支援に入っただいた日は毎回、その日の様子を報告していただき、現状把握をした上で次回の支援の確認を行うことができました。そのお陰で毎回、的確で更にこちらの要望以上の支援をしていただくことができたのだと感じています。

今後ともよろしくご依頼いたします。

◆ 平成 25 年度支援先企業の従業員規模

* 平成25年4月から11月まで（8ヶ月間）の支援件数は528件でした。支援先企業の従業員規模の内訳はグラフの通りです。（注：従業員規模を把握できている支援件数512件）



支援先企業（グループ単位）の従業員規模を見ると、1000人以上規模の企業に365件（71.3%）の支援をおこなっています。

一方、200人未満企業は47件（9.2%）です。

現在、障害者雇用納付金の対象企業は労働者数200人を超える企業となっています。平成27年4月の納付金対象企業規模の引き下げに伴い、ますます200人未満規模の企業の障害者雇用の活発化が予想されます。

◆ ご利用にあたっての Q&A

Q1：特定の障害に特化した専門性のあるジョブコーチを派遣してもらえますか？

A1：知的障害、精神障害、聴覚障害、視覚障害、高次脳機能障害等の障害に対応できるよう、様々な知識や支援経験のあるジョブコーチがおります。支援のお問い合わせの際、障害の状況などをお聞かせいただき、適したジョブコーチを派遣いたします。

東京ジョブコーチ保有資格の例：作業療法士、手話通訳士、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラー、等

Q2：仕事の支援よりも人間関係などを含むコミュニケーション面への支援をお願いしたいのですが？

A2：ジョブコーチは業務面への支援のみならず、障害当事者と周囲とのコミュニケーションが円滑に図れるよう支援を行います。具体的な支援の例として以下のようなものがあります。

支援の例：報告・連絡・相談の際のツールの開発、手話を介してのコミュニケーションの円滑化、等

皆様の声をお寄せください！

事業に関するお問い合わせ、その他ご不明な点や、ジョブコーチ支援に対するご意見など、お気軽に右記連絡先までお寄せください。

どうぞよろしく願いいたします。

お問い合わせ先

事業のご利用（支援依頼等）に関すること

東京ジョブコーチ支援室

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-3-39 STSビル3階

TEL (03) 5386-7057 ファックス (03) 5386-2227

Eメール tokyo-jc@ikuseikai-tky.or.jp

ホームページ <http://www.ikuseikai-tky.or.jp/~iku-tokyo-jc>

事業全般、東京ジョブコーチ募集・研修に関すること

公益財団法人 東京しごと財団

障害者就業支援課 コーディネート事業係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

TEL (03) 5211-2682 ファックス (03) 5211-5463

ホームページ <http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>